

# 非自発的失業者に係る 国保税軽減制度について

## 軽減の対象となる方

倒産、解雇、雇い止め、正当な理由のある  
自己都合退職などで離職された方

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ・ 離職日時点で **65歳未満**の方
- ・ 雇用保険の**失業給付を受ける方**で、**雇用保険受給資格者証（雇用保険受給資格通知）**の離職理由コードが、  
「**11・12・21・22・31・32・23・33・34**」に該当する方

※ 離職理由コードの詳細については裏面をご覧ください。

※ 特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金を受ける方）及び高年齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金を受ける方）は、対象となりません。

## 軽 減 内 容

国保税の算定、高額療養費、高額介護合算療養費及び限度額認定証等の所得区分判定において、対象者の**給与所得を30%に減額**したうえで算定します。

※ 軽減になるのは上記記載対象者の給与所得のみです。給与所得以外の所得（事業所得や年金所得等）や、世帯内のその他の加入者の所得については軽減されません。

《例》 前年中の給与所得 200万円 ⇒ 60万円で算定します。

## 軽 減 さ れ る 期 間

**離職した日の翌日から、その月の属する年度の翌年度末まで**です。

※ 軽減期間中に就職し社会保険などの被用者保険に加入した後、再度離職され、かつ、雇用保険の受給資格を新たに取得されない場合は、前回離職時の軽減期間が適用されます。

※ 軽減期間中に就職し、その後も国保に加入している場合は軽減が継続されます。

## 申 告 方 法

・「雇用保険受給資格者証（雇用保険受給資格通知）」、「世帯主及び該当者の個人番号が確認できる書類」、「窓口に来る人の本人確認ができる書類」をお持ちになり、保険年金課国保税係、長沼・岩瀬各市民サービスセンターで申告してください。

裏面もありますのでご覧ください。

【雇用保険受給資格者証が交付されるまでの大まかな流れ】

- 1 離職時に会社から離職票が交付されます。
- 2 ハローワークに離職票を提出し、失業給付の申請を行います。
- 3 受給資格決定後、指定された日時に雇用保険受給説明会に出席します。
- 4 説明会后、「雇用保険受給資格者証」が交付されます。  
その際に、記載してある離職理由コードをご確認ください。

【軽減に該当する離職理由コード一覧】

1. 特定受給資格者に対応する離職理由コード

| 離職理由コード | 離職理由                          |
|---------|-------------------------------|
| 1 1     | 解雇                            |
| 1 2     | 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 2 1     | 雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）          |
| 2 2     | 雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）           |
| 3 1     | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職   |
| 3 2     | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職       |

2. 特定理由離職者に対応する離職理由コード

| 離職理由コード | 離職理由                         |
|---------|------------------------------|
| 2 3     | 期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）         |
| 3 3     | 正当な理由のある自己都合退職               |
| 3 4     | 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満） |

◎ 自己都合で退職された方でも、以下のような正当な理由があり、「離職理由コード：3 3・3 4」に該当する場合は軽減を受けることができます。

- ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力・聴力・触覚の減退等により離職された方
- ② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた方
- ③ 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合  
又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職された方
- ④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職された方
- ⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職された方
  - i) 結婚に伴う住所の変更
  - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
  - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
  - iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
  - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
  - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
  - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- ⑥ その他、企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職された方等

雇用保険等に関することは、お近くのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

問い合わせ先 保険年金課国税係 Tel 0248-88-9136